

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案
に寄せられたご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
<p>【第1条の3第4項関係】</p>	
<p>今回の規則第1条の3の改正については、昇降機の技術基準に関する建築基準法施行令の改正に伴い、確認審査に必要な図書を整備するためのものであり、以下の3点に対する手当がされるべきものと理解しております。</p> <p>戸開走行保護装置の設置義務付け 地震時管制運転装置の設置義務付け 従来、定性的な記述にとどまっていた技術基準の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正案について、拝見させていただいたところ、 については、認定書のチェック、 については、設計書（施行規則上では「構造詳細図」）における当該装置の有無のチェックであると推定できますが、 については、どの図書により審査を行うか明確でないところがあると思われま ・ 改正規則の表中の「構造詳細図」欄には、「かごの構造」「主要な支持部分の位置及び構造」といった明示すべき事項が追加されておりますので、形状や寸法については審査が可能と思われま <p>すが、今後関係告示においてガイドレールの掛かりしろやブラケットの強度等について技術基準が定められ、これらの審査が必要となる場合は、計算書等が別途必要になると思われま</p>	<p>技術基準の明確化（今後の技術基準に係る告示改正）により、提出書類として計算書等が別途必要になる場合にあっては、当該書類提出についての周知など、適切な対応を行うこととする予定です。</p>

<p>示すべき事項」において所要の事項を追加する必要があるのではないのでしょうか。</p>	
<p>【第1条の3第4項及び第3条関係】</p>	
<p>エレベーターの仕様書欄 明示すべき事項の「保守点検の内容」については、維持管理規定に関する内容と思われるため、削除されたい。</p> <p>理由：確認申請は、設置に関する確認行為であるが「保守点検」は、通常、維持管理に関する内容である。このままでは、混乱を招くおそれがあるのではないか。</p> <p>当該部分が必要であれば、維持管理に関する法令により規定をすることが必要ではないか。</p>	<p>エレベーター事故の背景として昇降機の適切な維持管理を行う上で必要とされる安全情報が建築主に十分に提供されていないという問題があること等を踏まえ、「保守点検の内容」を追加し、設置時に、これを確認することとしたものです。</p> <p>現行法令においても、使用時を前提とした規定が置かれているところです。</p>